

令和4年6月22日  
こども未来局

市政記者各位

## 7月から 子ども習い事応援事業がスタート！

### 6/23 申込受付を開始します

令和4年7月から、電子クーポンを交付し、子どもの習い事費用を助成する「子ども習い事応援事業」を実施します。本日、対象となる全世帯に案内文を発送しました。クーポンを利用するには専用サイトでの申込みが必要です（6月23日から受付開始）。

子どもたちの夢や未来につながるよう、多くの方に申込みいただきたいと考えておりますので、ぜひ周知をお願いいたします。

#### ★クーポン概要

- 交付対象者：福岡市在住で、生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯のうち、  
小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者（対象となる子ども：約8,000人）
- 交付額：子ども1人あたり月額1万円分（毎月初日に交付、有効期間1か月）
- 交付期間：令和4年7月～令和5年3月の各月
- クーポンの対象経費：初期費用（入会金等）、月謝、教材・ユニフォーム代 など

#### ★クーポンイメージ（電子クーポン）



#### ★クーポン利用可能教室

文化教室（ピアノ、習字、プログラミングなど）、スポーツ教室、学習塾などで利用できます。

○登録数：約350件 ※申請中含む：約500件

○一覧掲載URL：[https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/mimamori/child/naraigoto1\\_3.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/mimamori/child/naraigoto1_3.html)

★引き続き参画事業者の登録申請も受け付けています！

#### 【問い合わせ先】

こども未来局こども部こども見守り支援課 真名子、山田

TEL：092-7111-4762/FAX：092-733-5534/E-mail：k-mimamori.CB@city.fukuoka.lg.jp

## 事業概要

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されずに、個性や能力を伸ばし自己肯定感を育めるよう、電子クーポンを交付し、習い事の費用を助成します！

### (1) クーポン交付対象者（助成対象者）

福岡市内在住で生活保護または児童扶養手当を受給している世帯のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者

### (2) クーポン交付期間及び交付額

交付期間：令和4年7月～令和5年3月の各月★

交付額：子ども1人あたり月額1万円分（毎月月初に交付、有効期間1ヶ月）

★7月中旬に申込完了しない場合は、申込完了した月からの交付となります。

\*7月分クーポン申込締切…電子クーポン 7/29(金)17:00、紙クーポン 7/20(水)申請書必着

★対象者の要件を満たさなくなった場合など、令和5年3月より前に交付を終了することがあります。

### (3) クーポンの交付方式

オンラインで利用できる電子クーポンを交付します \*WEB利用できない場合は紙クーポン

### (4) その他注意事項

- ・利用者は、クーポンの利用に際し参画事業者から釣銭を受け取ることはできません。
- ・クーポンは、現金または金券等との引換えはできません。
- ・クーポンの有効期間は発行月の月末までです。有効期間終了後は利用することはできません。
- ・クーポンは交付された本人しか利用できません。

## 初回申込

申込方法は  
↓下記参照↓



習い事そのものの申込(契約)は、  
直接対象者と教室との  
間で行ってください！  
(初回申込前でも可)



## 毎月(申込完了後)

①月初  
クーポン交付

②教室等選択  
クーポン利用

③教室に利用  
情報が届く



あとは習い事に  
行くだけ！



\*紙クーポンは郵送交付

\*紙クーポンの場合は教室に提示いただきます

\*1万円を超える費用は  
対象者が負担します

## 申込方法

クーポンを受け取るためには **申込が必要** です。同封の案内文に記載の **対象者ID および 仮パスワード** (②の場合は対象者IDのみ) を使って、以下のいずれかの方法で申込をしてください。

① 専用申込サイトから申込【6月23日(木)からログイン可能】

電子クーポン

右の二次元コード または 下記URLから専用申込サイトにお入りください

申込サイトURL <https://kodomonaraigoto-fukuoka.bizmeshi.com/>



①専用申込サイトから申込できない場合は…

紙クーポン

② 事務局に郵送又はFAXで申込【7月分:7月20日(水)必着】

クーポン交付申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒又はFAXで送付してください

